

# 名古屋市交通局共同企業体取扱要綱

昭和58年10月31日局長決裁

最終改正令和2年11月30日

## 目次

- 第1章 総則（第1～第3）
- 第2章 経常建設共同企業体（第4～第8）
- 第3章 特定建設工事共同企業体（第9～第16）
- 第4章 適正な施工の確保等（第17～22）
- 第5章 特定調達契約に係る特例（第23）

## 附則

### 第1章 総則

#### （趣旨）

第1 この要綱は、中小建設業者が継続的な協業関係を確保することによりその経営力及び施工力を強化するため並びに技術力の結集等により効果的に工事施工が確保できると認められる場合に結成される共同企業体の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

#### （定義）

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 共同企業体 建設省方式による甲型共同企業体をいう。
- (2) 経常建設共同企業体 中小建設企業が継続的な協業関係を確保することによりその経営力及び施工力を強化する目的で結成される共同企業体をいう。
- (3) 特定建設工事共同企業体 技術力の結集等により効果的に工事施工が確保できると認められる場合に発注する建設工事ごとに結成される共同企業体をいう。

#### （結成の制限）

第3 共同企業体の構成員は、同一種別の工事（特定建設工事共同企業体にあつては、当該発注工事とする。）において2以上の共同企業体の構成員になることができない。

### 第2章 経常建設共同企業体

#### （構成）

第4 経常建設共同企業体の構成は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 各構成員が発注工事に対応する工事の種別について一般競争入札参加資格及び指名競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有していること。
- (2) 各構成員が中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条の要件を満たす

中小企業であること。

- (3) 構成員数は2又は3者であること。ただし、継続的な協業関係が確保され、円滑な共同施工に支障がないと認められるときは5者までとする。
- (4) 発注工事に対応する工事の種別について等級区分のあるときは、構成員の組合せが、同一等級又は最上位となる者の等級と最下位となる者の等級が直近二等級までの範囲内であること。
- (5) 各構成員が名古屋市内に本店を有していること。

(構成員の出資の割合)

第5 経常建設共同企業体の各構成員の出資の割合は、原則として、当該共同企業体の出資額を100として構成員数で除して得た率の80パーセントを下回ってはならない。

(協定書)

第6 経常建設共同企業体の協定書は、第1号様式によるものとする。

(資格の審査及び有効期間)

第7 経常建設共同企業体の競争入札参加資格の審査及び有効期間は、名古屋市交通局契約規程（昭和39年名古屋市交通局管理規程第18号）第2条の3（第23条において準用する場合を含む。）の規定による資格の審査及び有効期間による。

2 発注工事に対応する工事の種別について等級区分のあるときは、前項の規定による資格の審査において、経常建設共同企業体の等級がその構成員のうち最上位となる者の等級よりも下位とならない場合に、経常建設共同企業体としての資格を認定する。

(解散及び脱退の制限)

第8 経常建設共同企業体は、みだりに解散してはならない。ただし、構成員全員の同意があり、かつ、局長が正当な事由があると認めたときは、この限りでない。

2 前項の規定は、構成員の脱退について準用する。

### 第3章 特定建設工事共同企業体

(対象工事)

第9 発注予定金額が次に掲げる工事の種別に応じ、原則として当該各号に掲げる金額以上のものについては、その工期、工事内容、技術的特性等を総合的に勘案し、特定建設工事共同企業体に対して発注することができる。

- (1) 建築工事 10億円
- (2) 一般土木工事 5億円
- (3) 設備工事その他の工事（以下「設備工事等」という。） 4億円

(構成員の組合せ)

第10 特定建設工事共同企業体の構成員の数は、2者又は3者とする。ただし、発注

予定金額が100億円を超える大規模な工事で、その工事の施工にあたり、技術力の結集を要し、かつ、円滑な共同施工の確保に支障が生じないと認められるものについて、名古屋市契約事務審議会の審議を経た場合においては、特定建設工事共同企業体の構成員の数を5者までとすることができる。

2 特定建設工事共同企業体の構成員の組合せは、発注工事に対応する工事の種別について競争入札参加資格を有する者の組合せとし、発注工事に対応する工事の種別について等級区分があるときは、次の表の基準による競争入札参加資格を有する者の組合せとする。ただし、前項ただし書きに規定する構成員の数とする特定建設工事共同企業体であって、その発注工事に対応する工事の種別について等級区分があるときは、その構成員の組合せの基準は前段の規定に準じて、局長が定めるものとする。

区 分	代表者	第2構成員	第3構成員
構成員数 2	A等級	A等級又はB等級	
構成員数 3	A等級	A等級	A等級又はB等級

(構成員の資格)

第11 構成員の資格要件は、発注工事ごとに局長が定める。この場合、共同企業体の代表者(以下「代表者」という。)は、当該発注工事を構成する一部の工種を含む工事について元請として一定の実績があり、当該発注工事と同種の工事を施工した経験がある者とし、構成員の数が2者の場合の第2構成員及び3者の場合の第3構成員については、できる限り市内に本店を有する建設業者が競争入札に参加できるよう努めるものとする。

(結成)

第12 特定建設工事共同企業体の結成は、自主結成とする。

(構成員の出資の割合)

第13 特定建設工事共同企業体の各構成員の出資の割合は、当該企業体の総出資額を100として構成員数で除して得た率の60パーセントを下回らないものとし、かつ、グループの順位に従い5パーセント以上の差を設けなければならない。ただし、第10第1項ただし書きに規定する構成員の数とする特別共同企業体の各構成員の出資の割合は、発注工事ごとに局長が定める。

(入札参加資格審査申請)

第14 特定建設工事共同企業体は、競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)に第2号様式による協定書その他必要書類を添付して、局長に提出しなければならない。

(資格の審査等)

第15 第14の規定による申請書を提出した特定建設工事共同企業体については、提出された書類によって資格審査を行い、競争入札参加資格者(以下「適格者」とい

う。)に決定し、A等級の資格を与えるものとする。

2 前項の規定による資格審査の結果、不適格と決定された特定建設工事共同企業体については、その代表者に対してその旨通知するものとする。

(存続期間)

第16 特定建設工事共同企業体の存続期間は、入札の結果、当該発注工事を落札した特定建設工事共同企業体にあつては当該工事が完了し、特定建設工事共同企業体の清算が終了するまでとし、落札者以外の特定建設工事共同企業体にあつては、当該発注工事の請負契約が締結された日までとする。

#### 第4章 適正な施工の確保等

(適正な施工の確保)

第17 共同企業体は、各構成員相互の信頼と協調のもとに、この要綱及び協定書の定めるところにより、当該発注工事を共同の責任で円滑かつ適切に施工するものとする。

(指導監督)

第18 局長は、共同企業体による発注工事の円滑かつ適切な施工を確保するため、通常の監督業務に加えて、共同企業体編成表を提出させる等により施工体制及び運営状況について調査し、必要な指導監督を行なうものとする。

(構成員の脱退等に対する措置)

第19 共同企業体の構成員のいずれかが工事途中において脱退し、除名され、又は破産若しくは解散した場合は、残存する構成員において共同連帯して当該発注工事を完成させるものとする。ただし、残存する構成員によっては、残工事の適切な施工が困難と認められるときは、当該発注工事の請負契約を解除するものとする。

(解散後の目的物の種類又は品質に関する担保責任)

第20 共同企業体は、その解散後においても、当該発注工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合について共同連帯してその責に任ずるものとする。

(特別の解除事由)

第21 局長は、構成員間の紛争その他の事由により、共同企業体が当該発注工事の請負契約を履行しないとき、又は当該契約期間内に履行する見込みがないと認めるときは、催告をしないで契約を解除するものとする。

(保証金)

第22 共同企業体の構成員のうちに、入札保証金又は契約保証金の免除対象者がある場合は、当該共同企業体の入札保証金又は契約保証金の納付を免除することができる。

## 第5章 特定調達契約に係る特例

### (構成員の資格の特例)

第23 物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年名古屋市交通局管理規程第19号）の規定が適用される特定調達契約につき、第11の規定により構成員の資格要件を定める場合においては、入札に参加する者の事業所の所在地に関する資格要件を定めることができない。

- 2 前項に定めるもののほか、特定調達契約につき第11の規定による構成員の資格要件を定める場合においては、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）における内外無差別の原則に沿って、適正な資格要件を定めなければならない。

### 附 則

- 1 この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。
- 2 特別共同企業体取扱要綱（昭和53年8月局長決裁）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の際現に昭和58年度及び昭和59年度において発注する建設工事の請負契約に係る指名競争入札参加資格を有する共同企業体については、この要綱による一般共同企業体とみなす。

### 附 則

この要綱は、昭和60年12月11日から施行する。

### 附 則

この要綱は、昭和63年2月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、昭和63年7月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成7年6月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成8年2月16日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成9年2月3日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成10年8月1日から施行する。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成14年7月1日から施行する。
- 2 改正後の名古屋市共同企業体取扱要綱は、平成14年7月1日以降に結成される共同企業体から適用し、同日前に結成された共同企業体については、従前の例による。

### 附 則

この要綱は、平成31年5月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、同日以後に結成される共同企業体から適用し、同日前に結成された共同企業体は、なお従前の例による。ただし、第20の規定

は、令和2年4月1日から施行し、同日以後に結成される共同企業体から適用し、同日前に結成された共同企業体は、なお従前の例による。

#### 附 則

この要綱は、令和2年12月1日(以下「施行日」という。)から施行し、同日以後に公告その他の契約の申込みの誘引が行われる契約について適用し、施行日前に公告その他の契約の申込みの誘引が行われた契約については、なお従前の例による。

(1号様式)

## 共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、建設工事を共同連帯して営むことを目的とする。

(名称)

第2条 当共同企業体は、 \_\_\_\_\_ 共同企業体 (以下「企業体」という。) と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を \_\_\_\_\_ に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、 \_\_\_\_年\_\_月\_\_日に成立し、その存続期間は、 \_\_\_\_年\_\_月\_\_日までとする。ただし、存続期間を経過しても当企業体に係わる建設工事の請負契約の履行後、3か月を経過するまでの間は解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

(構成員)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

(構成員) 所在地 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

(構成員) 所在地 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

(代表者)

第6条 当企業体は、 \_\_\_\_\_ を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表し、その権限を行うことを名義上明らかにした上で下記の権限を有するものとする。

- (1) 発注者及び監督官庁等と折衝すること。
- (2) 見積及び入札に関すること。
- (3) 請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求及び受領に関すること。
- (4) 各種保証金又は保証物の納付並びにこれらの還付請求及び受領に関すること。
- (5) 当企業体に属する財産の管理に関すること。

(構成員の出資の割合等)

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は、別に定めるところによるものとする。

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、\_\_\_\_\_銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者の名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事しゅん工後、当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により、構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により、構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において、前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存する構成員が共同連帯して当該工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存する構成員の出資の割合は、脱退した構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存する構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退した構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産し、又は解散した場合には、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の目的物の種類又は品質に関する担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

上記のとおり、共同企業体の協定を締結したので、その証拠として、この協定書\_\_\_\_通を作成し、各自所持するものとする。

年 月 日

所 在 地

商号又は名称

代表者 役職・氏名 \_\_\_\_\_

所 在 地

商号又は名称

代表者 役職・氏名 \_\_\_\_\_

共同企業体協定書第8条に基づく協定書

名古屋市交通局発注に係る下記工事については、共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員の出資の割合を次のとおり定める。ただし、当該工事について発注者と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

記

1	工事の名称	工事
2	出資の割合	パーセント
	商号又は名称	パーセント
	商号又は名称	パーセント

上記のとおり、出資の割合を定めたので、その証拠として、この協定書 \_\_\_\_通を作成し、各自所持するものとする。

年 月 日

共同企業体 所在地  
代 表 者 商号又は名称  
代表者 役職・氏名 \_\_\_\_\_

所 在 地  
商号又は名称  
代表者 役職・氏名 \_\_\_\_\_

(注)この共同企業体協定書第8条に基づく協定書は、契約時に提出すること。

(2号様式)

特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 当特定建設工事共同企業体は、名古屋市交通局発注に係る \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ (以下「本工事」という。) 及び関連工事を共同  
連帯して営むことを目的とする。

(名称)

第2条 当特定建設工事共同企業体は、 \_\_\_\_\_ 特定建  
設工事共同企業体 (以下「当企業体」という。) と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を \_\_\_\_\_ に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、 \_\_\_\_年\_\_月\_\_日に成立し、その存続期間は、当企業体が本工事  
の契約を締結した場合は、本工事及び関連工事(以下「当該工事」という。) が完了  
し、当企業体の清算が終了するまでとし、その他の場合は、本工事の請負契約が締結  
された日までとする。

(構成員)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

(構成員) 所在地 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

(構成員) 所在地 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

(代表者)

第6条 当企業体は、 \_\_\_\_\_ を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表し、その権限を行うことを  
名義上明らかにした上で下記の権限を有するものとする。

- (1) 発注者及び監督官庁等と折衝すること。
- (2) 見積及び入札に関すること。
- (3) 請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求及び受領に関すること。
- (4) 各種保証金又は保証物の納付並びにこれらの還付請求及び受領に関すること。
- (5) 当企業体に属する財産の管理に関すること。

(構成員の出資の割合等)

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該工事につ

いて発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

(商号又は名称) \_\_\_\_\_ ・ ( \_\_\_\_\_ パーセント)

(商号又は名称) \_\_\_\_\_ ・ ( \_\_\_\_\_ パーセント)

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、当該工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、当該工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、 \_\_\_\_\_ 銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事しゅん工後、当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により、構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により、構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が当該工事を完成する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち工事途中において、前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存する構成員が共同連帯して当該工事を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存する構成員の出資の割合は、脱退した構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存する構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果

欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退した構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産し、又は解散した場合には、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の目的物の種類又は品質に関する担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

上記のとおり、特定建設工事共同企業体の協定を締結したので、その証拠として、この協定書 \_\_\_\_通を作成し、各自所持するものとする。

年 月 日

所 在 地

商号又は名称

代表者 役職・氏名 \_\_\_\_\_

所 在 地

商号又は名称

代表者 役職・氏名 \_\_\_\_\_